

令和2年度障害福祉サービス等の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出及び障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出について（補足）

日頃、静岡県障害福祉施策に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

「令和2年度障害福祉サービス等の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出及び障害児（通所・入所）給付費算定に係る体制等に関する届出について（令和2年3月6日付け福指号外）」について、下記のとおり補足します。内容をよく御確認のうえ、御対応いただきますようお願いいたします。

1 対象

	適用日	提出期限
前年度利用者数等の実績に応じて適用要件が定められている体制又は加算	令和2年4月1日	令和2年4月15日（水）必着

2 上記に該当するサービス及び加算等

サービス	必ず提出が必要な事項	加算を算定している場合に、提出が必要な事項
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護		特定事業所加算
療養介護	人員配置区分	人員配置体制加算
生活介護	人員配置区分	人員配置体制加算 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 就労移行支援体制加算
施設入所支援		夜勤職員配置体制加算 重度障害者支援加算（Ⅰ） 重度障害者支援加算（Ⅰ）（重度） 重度障害者支援加算（Ⅱ） 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
自立訓練（機能訓練）		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 就労移行支援体制加算
自立訓練（生活訓練）		視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 就労移行支援体制加算 ※以下、宿泊型自立訓練のみ 地域移行支援体制強化加算

サービス	必ず提出が必要な事項	加算を算定している場合に、提出が必要な事項
		通勤生活者支援加算 夜間支援等体制加算
就労移行支援	就労定着率区分	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 移行準備支援体制加算（Ⅰ） 就労支援関係研修修了加算
就労継続支援A型	人員配置区分 平均労働時間区分	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 重度者支援体制加算 就労移行支援体制加算 工賃向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型	人員配置区分 平均工賃月額区分	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 重度者支援体制加算 就労移行支援体制加算 目標工賃達成指導員配置加算
就労定着支援	就労定着支援利用者数 就労定着率区分	就労定着実績体制加算
自立生活援助	人員配置区分	
共同生活援助	人員配置区分	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 夜間支援等体制加算 重度障害者支援加算 通勤生活者支援加算
地域移行支援	施設区分	
児童発達支援	未就学児等支援区分 自己評価結果等未公表 減算※1	看護職員加配加算
放課後等デイサービス	障害児状態等区分 自己評価結果等未公表 減算※1	看護職員加配加算
福祉型障害児入所施設		看護職員配置加算

注 表中にないサービス及び加算等について

- ・表中にないサービス及び加算等については、加算内容の変更がない場合は提出不要
- ・表中にないサービス及び加算等について、5月から算定したい加算等がある場合は、5月分からの届出として別に体制届出書を作成し、4月15日（水）までに提出のこと

- ※1 自己評価結果等未公表減算については別途依頼（令和2年3月6日付け福指号外）による届出を基に「障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表（その3）」の該当部分に記載をお願いします。

3 その他留意事項

- (1) 使用する様式等については、内容を更新しているものもありますので、必ず、静岡県ホームページからダウンロードしてご使用ください。また、提出する様式の種類については、静岡県ホームページに掲載している提出チェック表を必ず御確認のうえ、必要書類を一式揃えて御提出ください。

【提出例】就労継続支援A型の場合

介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書＋体制等状況一覧表＋（別紙1-4）利用者の数等算出表（就労継続支援）＋（別紙2-2）管理者・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表＋（別紙37）就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書＋その他、上記「2 上記に該当するサービス及び加算等」に記載した加算のうち算定する加算の「別紙」

- (2) 多機能型事業所は、事業所番号ごとにまとめて提出してください。
- (3) 単位により人員配置が異なる生活介護については、単位ごとに「介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表（その3）」を作成してください。
- (4) 管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、定員等を変更する場合は、別に「変更届出書（者：様式第2号 児：様式第3号の3）」及び添付書類を必ず提出してください。
- (5) 体制届の提出が必要ではない事業所又は体制届の提出書類として提示していないものであっても、実地指導、監査、会計検査等において、書類提出を求めることがあるため、加算等の算定要件を確認できる書類は事業所に保存してください。
- (6) 2020年4月以降の放課後等デイサービス事業所及び児童発達支援事業所の報酬区分の適用については次のとおりです。

① 放課後等デイサービス

		サービス提供時間	
		3時間以上	3時間未満
指標該当児の割合※	50%以上	区分1の1	区分1の2
	50%未満	区分2の1	区分2の2

※ 前年度（2019年4月1日から2020年3月末まで）までの1年間の延べ利用児童数に占める、指標該当児の延べ利用児童数の割合に基づいて設定

② 児童発達支援

		区分
未就学児の 割合※	70%以上	I
	70%未満	II

※前年度（2019年4月1日から2020年3月末まで）の1年間の延べ利用児童数に占める、未就学児の延べ利用児童数の割合に基づいて設定

③届出の提出

報酬区分の変更がある 事業所	① 介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号） ② 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 ③ 酬算定区分に関する届出書（別紙16（児童発達支援）、別紙17（放課後等デイ））
報酬区分の変更がない 事業所	④ 上記と同様。ただし、①介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（様式第2号）の変更後欄に「変更なし」と記載のこと

（7）2018年4月改定に伴う報酬区分の取扱いについては次のとおりです。詳細は報酬告示等を御確認ください。なお、下記取扱いにより変更がない場合でも、「変更なし」と明記の上、体制届出書一式を揃え（（1）の提出例、及び（6）③を参照）御提出ください。

サービス	取扱い
就労移行支援 （指定を受けた日から2年間の就労移行支援サービス費の区分について）	報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。 また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。 なお、指定を受けた日から2年目において、前年度の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。
就労継続支援 A型（指定を受けた日から1年間の就労継	報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において指定を受けた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以

サービス	取扱い
<p>続支援A型サービス費の区分について)</p>	<p>上4時間未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、基本報酬を算定することができる。</p>
<p>就労継続支援B型（指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について)</p>	<p>報酬告示第14の1の注4の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、1日の5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</p> <p>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</p>
<p>就労定着支援（サービス費等の算定に係る利用者数について)</p>	<p>前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。</p>
<p>自立生活援助（サービス費等の算定に係る利用者数について)</p>	<p>前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除し</p>

サービス	取扱い
	て得た数とする。
<p>児童発達支援（センター以外）（報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について）</p>	<p>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</p> <p>イ 小学校就学前の障害児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であること。</p> <p>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、児童発達支援の報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</p> <p>（i）新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める小学校就学前の障害児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p>
<p>放課後等デイサービス（報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について）</p>	<p>ア 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の延べ利用人数を用いる。</p> <p>イ 区分1の1、1の2を算定するには、指標該当児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。</p> <p>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</p> <p>ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、放課後等デイサービスの報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</p> <p>（i）新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標</p>

サービス	取扱い
	<p>該当児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p> <p>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</p>